

選挙委員長石毛恒男氏に対する「お伺い」

以下のような「お伺い」を同氏に立てました。投票用紙の梱包を解けば不正は自ずから判明するのです。石毛恒男氏は人格者です。必ずや不正を発見し、告発してくれるものと信じております。

平成29年8月22日

旭市選挙管理委員長 石毛恒男殿

旭市市長選落選者 有田恵子

## お伺い

私はダブルスコアでの敗戦が信じられず、「異議申出書」と「投票用紙の閲覧申請書」を貴殿宛に提出していましたが、8月14日添付の通りの書面で、いずれも却下されました。この閲覧請求却下の書面に記載された却下理由が納得出来ませんので「審査請求書」を提出しております。

私は、これらの書面は、貴殿に全く知らせず、市役所総務課が勝手に貴殿の名前で出さしたのではないかと疑っております。しかし、貴殿は何も知らなくても文責は貴殿にあります。本当にこんな文章でよいのでしょうか。

私の投票用紙の閲覧請求は、投票用紙を1枚1枚詳細に見せてくれと言っているではありません。候補別の100枚の束が何束あるかを確認したいだけです。具体的に言えば、有田の束が77束、明智氏の束が145束保管されているはずで、その通りになっているかどうかを確認したいだけです。閲覧は1分で終わるでしょう。個人情報に抵触する筈がなく、これを拒否する理由はないでしょう。

投票用紙の閲覧を拒否するということは、不正が行われている決定的な証拠です。理由は、投票用紙を閲覧させて旭選管に不都合なことは何一つありません。疑念を持たれている以上、それを晴らすためむしる積極的に開示するのが当たり前だからです。

不正を行ったと思われるもう一つの決定的証拠は、投票用紙100枚の束の上に載せる付表を投票日の翌日7月24日にあわてて全て廃棄していることです。投票日に作成した付表をたった1日でサンプルも残さず、全部廃棄しております。付表はそれぞれ300枚作られました。従って、有田の残は223枚、明智氏の残は155枚残っていなければなりません。残った枚数を見れば不正が行われたかどうかを判断できるのです。これをあわてて廃棄したということは証拠隠滅を図ったとしか考えられません。

不正を働いたのは飯笹主査と飯島課長の2名だけでしょう。パソコンの設定が出来るのは、飯笹主査だけだからです。他の職員は全く何も知らないと思われまます。このことは「異議申出書」に記載し、同文を私のホームページにも載せております。もし、これが事実でなければ飯島課長と飯笹主査は私を名誉棄損で訴え、損害賠償を請求しなければなりません。しかし、お二人は文句ひとつ言って来ません。私

の推理は真実なのです。この不正は、投票用紙の梱包を開封し、投票用紙の束を確認するだけでよいのです。間違いなく、有田の得票束が145束、明智氏の得票束が77束ある筈です。

不正の手段は、開票の最終段階で有田の得票数と明智の得票数を手打ちで入れ替える 付表のバーコードの設定を入れ替える。具体的に言えば有田の付表に明智氏のバーコードを打ち込み、明智氏の付表に有田のバーコードを打ち込むのです。そうすれば自動的に有田の得票が明智の得票として、明智氏の得票が有田の得票として計算されます。 パソコンの内部で有田の得票を明智の得票に飛ばし、明智氏の得票を有田の得票に飛ばす設定を行っておく、いずれも誰にも知られず実行することが可能です。

この不正は投票用紙を梱包している段ボールを開封すればすぐに判明することです。何故、飯島課長はこんなすぐに分かる簡単な不正を行ったのでしょうか。それは異議申し出の期限が投票日から2週間と短くこの期間内に異議申し出があるとは夢にも考えなかったのでしょうか。

貴殿は何も知らないでしょう。しかし、委員長として責任は免れないでしょう。不正が判明すれば貴殿は間違いなく逮捕されることとなります。私は旭警察に公職選挙法違反として告訴しております。私は貴殿を逮捕させたくありません。捜査が行われる前に貴殿自ら梱包を解き、不正を確認し、飯島氏と、飯笹氏を自首させなければなりません。

以上